

「中小企業等経営強化法に基づく税制優遇」 のご案内

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。
計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための税制や金融の支援等を受けることができます。
2017年4月1日より、新たにLED照明、パッケージエアコン、蓄電池等が対象となりました。

1 中小企業経営強化税制

法人税について 即時償却^{※1} または 10%税額控除^{※2}

※1: 個人事業主の場合は所得税 ※2: 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

2 固定資産税の特例

固定資産税が3年間、1/2に軽減

(償却資産として課税されるものに限る。)

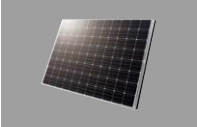




期間 2017年4月1日～2019年3月31日

対象者

- 中小企業経営強化税制：中小企業者等
- 固定資産税の特例：中小事業者等

対象設備の要件

- 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
- 一定期間内に販売されたモデル

対象設備	機械設備	器具備品 ^{※3}	建物附属設備 ^{※3}	
最低価額	160万円以上	30万円以上	60万円以上	
販売開始時期	10年以内	6年以内	14年以内	
				
	太陽電池モジュール	ルームエアコン	パッケージエアコン	蓄電池設備
				LED照明

※3: 固定資産税の特例の場合は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府は、対象業種が一部限定されます。
対象設備に関しては、税理士、税務署とご相談ください。

* 中小企業経営強化税制の対象設備の要件、指定事業の範囲等は、税理士、税務署とご相談ください。

中小企業者等とは

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ・協同組合等
- (中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る)

中小事業者等とは

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

LED照明器具(1000万円)を新規取得した場合

例えば

取得価額1000万円全額を損金算入、または100万円を法人税から控除 (資本金3000万円超1億円以下の場合70万円)
3年間で約16.87万円の減税

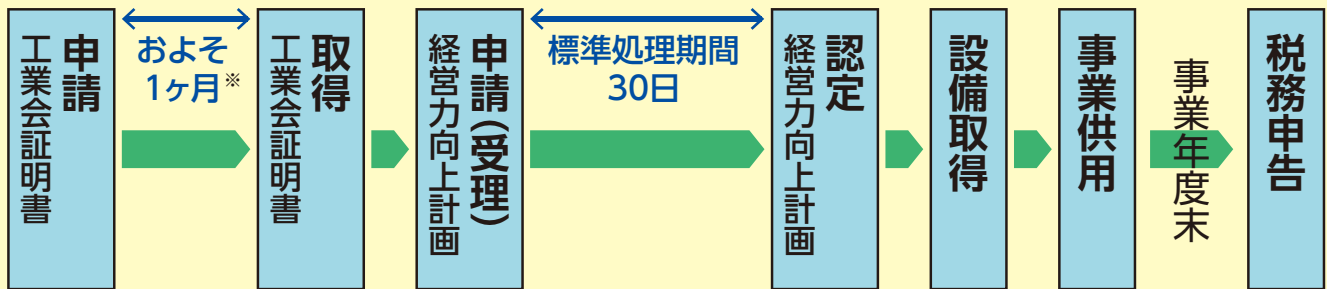
赤字の場合には、「中小企業経営強化税制」の適用はできません。「固定資産税の特例」の適用は可能です。

設備の取得時期について

経営力向上設備等については、経営力向上計画の認定後に取得することが原則。

原則に従うことができない場合は、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要があります。

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



※：（一社）日本照明工業会の場合
証明書発行までの日数は、証明書発行の工業会ごとに異なります。各工業会のホームページ等でご確認ください。

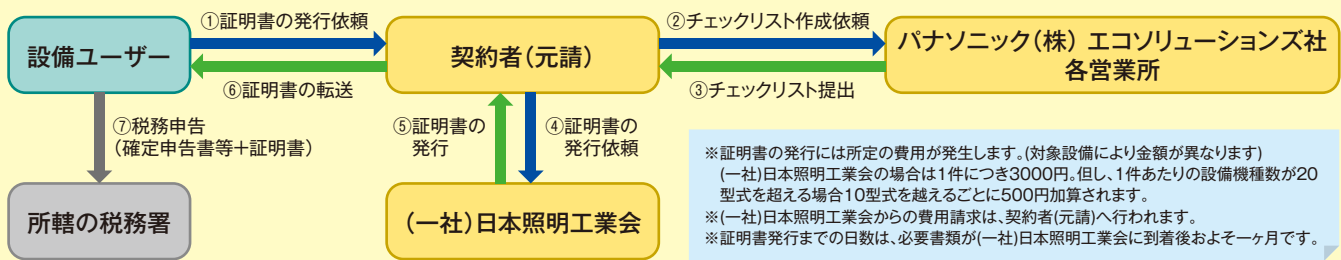
【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。（計画変更により設備を追加する場合も同様）

証明書発行の流れ

（対象設備により申請スキームが異なります。）

【照明設備の場合】



詳しくは

中小企業庁 経営強化法による支援 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（中小企業庁HP→経営サポート→経営強化法による支援）

（一社）日本照明工業会 <http://www.jilma.or.jp/subsidy/tax/chusho/index.htm>

（一社）日本冷凍空調工業会 http://www.jraia.or.jp/info/20160719_1/index.html

（一社）日本電機工業会 https://jema-net.or.jp/Japanese/info/topics/koteishisan_shoumeisho/chusho_koteishisan.html

（一社）電池工業会 <http://www.baj.or.jp/management/index.html>

お問い合わせ先

経営力向上計画について（経営力向上相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1957

（平日9:30～12:00、13:00～17:00）

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL:03-3501-5803

（平日9:30～12:00、13:00～17:00）

パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 マーケティング本部 総合営業企画部

〒105-8301 東京都港区東新橋1丁目5番1号

© Panasonic Corporation 2017 本書からの無断の複製はかたくお断りします。

このチラシの記載内容は2017年7月現在のものです。

VYCT1K074 201707-1XX